

## 第 47 回宍粟市健康保険運営協議会 当日配布資料

- (1) 令和 6 年度宍粟市国民健康保険運営協議会委員名簿
- (2) 令和 6 年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）（写）
- (3) 産前産後の宍粟市国民健康保険税が軽減されます

宍粟市国民健康保険運営協議会 委員名簿

(任期：令和4年8月1日～令和7年7月31日)

区分	氏名	所属等	備考
被保険者代表	山國 和志		
	中野 典子		
	松元 二三代		
	小原 千種		
保険医・保険薬剤師代表	山田 博史	宍粟市医師会	
	井上 雅博	宍粟市医師会	
	牧野 修一	宍粟市歯科医師会	
	縣 俊孝	宍粟市薬剤師会	
公益代表	片山 繁樹	宍粟市連合自治会	新規 (R5.5.26～)
	中尾 豊實	宍粟市連合自治会	新規 (R5.5.26～)
	小西 美穂	宍粟市社会福祉協議会	
	黒田 茂	宍粟市民生委員児童委員協議会連合会	会長 (R5.1.26～)

(公印省略)  
宍州市第2601号  
令和6年1月25日

宍州市国民健康保険運営協議会  
会長 黒田 茂 様

宍州市長 福 元 晶 三

令和6年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）

令和6年度において、次のとおり国民健康保険税の税率を改正することについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1 医療給付費分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較	標準保険料率
所得割	6.95%	7.05%	0.10%	7.04%
均等割	28,900円	29,800円	900円	29,940円
平等割	21,500円	21,500円	0円	19,623円

2 後期高齢者支援金等分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較	標準保険料率
所得割	2.67%	2.78%	0.11%	3.01%
均等割	11,000円	11,500円	500円	12,511円
平等割	7,700円	7,700円	0円	8,200円

※賦課限度額については、令和6年度税制改正に伴い令和6年3月31日専決で改正予定  
(後期高齢者支援金等分：2万円増額)

3 介護納付金分国民健康保険税

	現行	諮問案	前年比較	標準保険料率
所得割	2.49%	2.60%	0.11%	2.71%
均等割	12,900円	13,300円	400円	13,977円
平等割	6,300円	6,300円	0円	7,002円

## 【税率改正にかかる経緯】

平成30年4月に国民健康保険制度の改善をはかるため、県が市町とともに国民健康保険の運営を担うことになりました。この制度改正のメリットは、財政運営の安定化と健全化、事務の標準化と共同化、及び保険者機能を発揮して保健事業を進めることにあります。

兵庫県においては、県内全市町での議論や合意を踏まえ、平成30年1月に兵庫県国民健康保険事業運営方針（以下、「兵庫県運営方針」という。）を策定（令和4年3月最終改定）し、保険制度の理想である同一所得・同一保険料（同じ県内で同じ家族構成で同じ所得であれば、同じ保険料）をめざす方向性を示しています。また、令和4年度には、県下全市町で合意した令和9年度標準保険料率及び各事業の統一を達成するための方針として、「兵庫県における保険料水準の統一にむけたロードマップ」（以下、「ロードマップ」という。）が作成されました。

宍粟市においては、兵庫県運営方針を踏まえ令和2年度に国民健康保険税の算定方式を3方式（所得割、均等割、平等割）へ完全移行し、令和4年度には被保険者証と高齢受給者証を一体化し、兵庫県運営方針に基づき、統一に向けた取り組みを着実に進めているところです。

一方、被保険者数は年々減少し、一人当たり医療費は高度な医療や高額薬剤の影響もあり増加しています。このことから、兵庫県全体の国保事業を運営するために各市町が県へ納付している事業費納付金の一人当たり納付金額も増加している状況にあります。

令和6年度予算においては、ロードマップによる保険料水準の統一を見据え、令和9年度の統一に向け段階的に取組を進めることにより税率改正を行うものです。

## 【今回の税率改正にかかる要点】

同一所得、同一保険料をめざし、令和9年度に示される標準保険料率を見据え、被保険者の保険料負担が急激な上昇とにならないよう計画的・段階的に調整しつつ、宍粟市国民健康保険事業特別会計の収支不足が生じない財政運営をはかるため保険税率を改正するものです。

# 産前産後の宍粟市国民健康保険税が軽減されます

## 対象者

- 宍粟市国民健康保険の被保険者で、令和5年11月以降に出産する方
- ・妊娠85日以上の出産が対象です（死産・早産・流産・人工妊娠中絶を含む）

## 軽減額

出産する被保険者分の税額のうち、出産前月から4か月分の所得割・均等割（多胎妊娠の場合は出産3か月前から6か月分）

### 【例】10月出産の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月 👶	11月	12月	1月	2月	3月
出産する被保険者の所得割※ <sub>1</sub> ・均等割※ <sub>2</sub>	出産予定日の6か月前から届出できます						4か月分（単胎の場合）				軽減対象額	
同世帯の他の被保険者の所得割※ <sub>1</sub> ・均等割※ <sub>2</sub>	6か月分（多胎の場合）											
平等割※ <sub>3</sub>												

※<sub>1</sub> 所得割…前年の所得に応じてかかる税額 ※<sub>3</sub> 平等割…1世帯ごとにかかる税額（軽減の対象外）

※<sub>2</sub> 均等割…被保険者1人ごとにかかる税額

- ・軽減対象となる期間は令和6年1月以降です。（例：令和5年11月に出産された方は令和6年1月分のみ軽減対象となります）
- ・国保税の納期は年9回のため、届出された後に軽減額を残りの納期回数で割って差し引きます。納付済額が軽減後の税額を上回る場合は、差額を還付します。
- ・対象期間中に国保の資格取得・喪失があった場合は、加入月数で月割りします。
- ・届出された出産予定月と実際の出産月が違った場合、届出された予定月のままで計算しますので、再届出は不要です。年度の切り替わり時期で軽減額が変わるなどの理由で、実際の出産月での計算を希望される場合のみ再届出してください。

## 必要書類

- ◆ 軽減届出書
- ◆ 出産予定日または出産した日の分かる書類
  - ・出産前 母子健康手帳の表紙と分娩予定日のページのコピー、または医療機関の発行した証明書など
  - ・出産後 母子健康手帳の表紙と出生届出済証明のページのコピー、または子の戸籍の写しなど
- ◆ 多胎妊娠の場合はそのこと分かる書類（複数の母子健康手帳のコピーなど）
- ◆ 転入者で、前住所の市区町村から発行されている場合は異動連絡票
- ◆ 出産される方と世帯主のマイナンバーカード（無い場合は個人番号通知カード等＋本人確認書類。郵送する場合はコピーを添付ください）

## 届出方法

宍粟市役所 税務課の窓口へ提出または郵送（出産日の6か月前から受付）  
窓口へ提出される場合、各市民局のまちづくり推進課でも受け付けます。  
様式は税務課・各市民局窓口でご請求いただくか、宍粟市 HP からダウンロードください。

郵送先・お問合せ先

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 宍粟市役所 税務課 市民税係

TEL：0790-63-3124 FAX：0790-62-2866 メール：shiminzei-kk@city.shiso.lg.jp